

平成24年

第1回市議会定例会 議案第38号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年2月24日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第2章」の後ろに「（第8条を除く。）」を、「第3章」の後ろに「（第14条を除く。）」を加える。

第34条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

第75条中「4, 618円」を「5, 262円」に改める。

附則第7条の3の3中「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

附則第8条を次のように改める。

第8条 削除

附則第8条の3を附則第8条の4とし、附則第8条の2を附則第8条の3とし、附則第8条の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第8条の2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第25条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附則第15条中「2, 190円」を「2, 495円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項および附則第8条の改正規定ならびに次条および附則第3条の規定 平成25年1月1日

(2) 第75条および附則第15条の改正規定ならびに附則第4条の規定 平成25年4月1日

(函館市行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

第2条 改正後の函館市税条例第4条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の函館市税条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（旧条例第33条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第8条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成25年4月1日前に課した、または課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税の税率を引き上げ、市民税の分離課税に係る所得割の額の特例を廃止し、および規定を整備し、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、

平成26年度から平成35年度までの分の個人の市民税の均等割の税率を引き上げることとし、ならびに市税条例の規定に基づく不利益処分等の理由の提示について行政手続条例の規定を適用することとするため